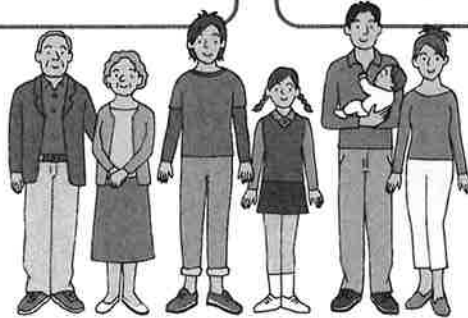


臨時給付金 をご存知ですか？

4月からの消費税率引上げによる負担を緩和するため、
次の方々には、1万円の給付金が支給されます。

①住民税が課税されて
いない方々

②児童手当を受けている
子育て世帯の方々



①のうち年金を受給されている方々などには、
5千円が加算され、1万5千円が支給されます。



この給付金を受け取るには、申請が必要です。
多くの市町村で受付が始まっています。



受け取り忘れのないように。

詳しくは、お住まいの市町村(※)にお尋ねください。

※最近引っ越しをされた方は、平成26年1月1日にお住まいであった市町村

(詳しくは裏面をご覧ください)

臨時福祉給付金	○受け取れる方 住民税が課税されていない方 ※課税されている方の扶養親族や生活保護受給者は除きます。 ○支給額 1人につき1万円 下記の方々には5千円が加算され1万5千円 [基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者]
子育て世帯 臨時特例給付金	○受け取れる方 平成26年1月分の 児童手当を受けている子育て世帯の方 ※所得が制限額以上の方は除きます。 ○支給額 児童手当の対象となる児童(※)1人につき1万円 ※臨時福祉給付金や生活保護を受けている児童は除きます。
問い合わせ先	○制度について：厚生労働省 み な い き ゅ う ふ 0570-037-192 ホームページ 2つの給付金 検索  ○申請方法について：各市町村 申請先は平成26年1月1日時点で 住民票がある市町村です。



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。